

新型コロナウイルス感染症対策に係る芽室町議会行動指針

令和3年10月22日制定

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）拡大防止に係る緊急事態宣言の解除（令和3年9月30日）を踏まえ、「芽室町議会災害時対応基本計画（議会BCP ver3.0）」に規定する「6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」の具体指針を明確にすることを目的とする。

2 趣旨

- (1) 国や北海道の指針（宣言発令や行動指針等）を順守・尊重した上で、本町の状況や事情を的確に反映した議会活動等（以下「活動等」という。）の指針とする。
- (2) 現行のBCP（感染症対応のフロー等）では、活動等の詳細な判断が困難な際に、適宜、コロナの経過、現状、見通しを捉えて、活動等を安定、安全、効果的に継続するための指針とする。
- (3) 行動指針の対象は、本会議、委員会及び協議会はもとより、視察、研修、町民との意見交換会等、条例に規定する活動等全般とし、議員及び事務局職員の日常の行動も含む指針とする。

3 行動基準

- (1) 行動基準の前提は、現行BCPに定める行動基準の【第2・3段階（道内発生期又は警戒ステージ2）】とする。
- (2) 【第2・3段階】の「議会・議員の行動」に定める「3つの密に配慮した会議開催、オンラインを活用するよう努める」のとおり、会議の形式等をオンラインに限定することなく、対面（参加）方式の可否を精査し、事業目的の達成に適切な手法の選択に努める。
- (3) 委員長等は、活動等の実施にあたり、議員の申し出により対面（参加）方式に支障がある際は、オンラインも選択肢として検討する。ただし、会議等の趣旨によりオンラインの手法が馴染まない場合は、芽室町議会会議条例の一部改正による「欠席事由の拡大」を尊重し、議員の意思を反映するよう配慮に努める。

4 実施時期 令和3年10月22日